



福岡県行政書士会 各部・委員会紹介

第4回 ADRセンター運営委員会

2025年10月発行
福岡県行政書士会
広報部

福岡県行政書士会は、行政書士の業務の改善や進歩を通じて、国民の皆様のお役に立てるよう日々各業務に取り組んでいます。こうした会の運営を支えているのが、所属する行政書士たちです。本業と並行しながら「会務」を担い、会の円滑な運営や社会貢献活動の推進に力を尽くしています。

第4回は、裁判によらない対話型の紛争解決を支える「ADR（裁判外紛争解決）センター運営委員会」。ペットトラブルや外国人の労働・教育、近隣紛争など、身近な問題に寄り添い、当事者同士の話し合いから納得解を導く安心の相談窓口。今回は、ADRセンター運営委員会の皆さまに、活動の実情とやりがい、今後の展望を伺ってきました。

ADRセンター運営委員会

【センター長】 吉村 友志

【副センター長】 亀井 宏紀

【委員】
久次 芳
平田 明子
五十川 恵
永嶋 恵美



～「話し合いの力」を最大限に引き出して、地域に貢献するADRセンター運営委員会～

広報部（以下「広」）：本日はよろしくお願いします。まずは、皆さまのお名前とADRセンター運営委員会でのご担当・役割を教えてください。

センター長・吉村先生（以下「吉」）：西福岡支部所属、ADRセンターの運営全般を担当しています。事前相談の一次対応も私が受けることが多いです。

副センター長・亀井先生（以下「亀」）：法務省関係の対応などを主に担当しています。センター運営は吉村センター長を中心に進めています。

久次先生（以下「久」）：西福岡支部所属です。調停人候補者の管理や、候補者になっていただくための研修の企画・運営を担当しています。

広：まずは、ADRセンター運営委員会がどのような目的やミッションを持って活動されているのか教えてください。

吉：ADRセンター運営委員会の目的は、一言でいえば「行政書士としての社会貢献」です。裁判という場に行かずに、当事者同士の話し合いによって紛争を解決する。そのADRという仕組みを通して、市民の方々を支援しています。困っている方の問題解決に寄り添うことが、結果的に行政書士の社会的な信頼や存在感の向上にもつながると考えています。

亀：ADRとは「裁判外紛争解決手続」といって、裁判所が関わらない対話型の調停のことです。私たちは、どちらか一方の味方になるのではなく、公正・中立な立場から双方の意見を聴き、対話を通じてお互いが納得できる解決を探っていきます。裁判のように白黒をつけるのではなく、「歩み寄り」を重視した手続きなんです。



広：福岡県行政書士会のADRセンターでは、どのような種類の紛争や相談を取り扱っているのでしょうか。

久：外国人の労働環境や職場でのトラブル、教育環境の問題、ペットに関する紛争、自転車事故などを扱っています。中でも多いのはペットに関する相談です。たとえば、飼い犬が人を噛んだとか、マンションでの飼育トラブル、糞の後始末をめぐる近隣間の揉め事などですね。弁護士が訴額の低さから扱いづらいケースなども対応できます。

吉：特にペットのトラブルは、相談できる場所がほとんどないんです。行政や警察ではなかなか対応が難しく、弁護士さんにも頼みにくい。

そうした方々の受け皿になっていると思います。中立的な立場で関われるので、双方の意見を聴きながら話し合いを進められるというのが最大のメリットです。最終的に合意に至れば、私たちが合意書を作成します。安心感を持って紛争を終えられるのが特徴です。

亀：行政書士が関わることで、より身近なトラブルにも寄り添えると思っています。行政書士は「街の法律家」として市民に近い立場にあります。たとえば、野良猫に餌をあげていて庭を荒らされた、でも隣人とはできれば関係を壊したくない。そんなときに、私たちが間に入り、話し合いを促すことができるんです。敷居が低く、親しみやすい窓口であることが大切だと思っています。

広：実際の調停は、どのように進めていくのでしょうか。

吉：まず、申立人と相手方それぞれからお話を伺い、どこに食い違いがあるのかを整理します。調停人が第三者として間に入り、双方の主張を確認しながら「何を本当に求めているのか」を丁寧に探っていくんです。

久：たとえば、「相手が約束を守ってくれない」と訴える方でも、根本には「信頼関係を取り戻したい」とか「今後の関係を壊したくない」といった気持ちがあることもあります。そうした本音の部分を引き出すのが、調停人の役割です。

亀：私たちが意識しているのは、専門用語で言うと「対話促進型調停」と呼ばれる方法です。難しい言葉に聞こえますが、要は「お互いにしっかり話せるようにサポートすること。たとえば、相手の言いたいことがうまく伝わっていないときには、「〇〇さんはこういう意味でおっしゃっているんですね」と言い換えたり、整理して伝えたりします。これを「リフレーミング」といって、冷静に話し合える空気を作る技法なんです。

吉：また、話し合いの中では、単に「正しい・間違っている」を判断するのではなく、双方のニーズ（本当に必要としていること）を探り出します。私たちは「IPN分析」という考え方を使いますが、簡単に言えば、表面的な主張の奥にある「本音」を見つけることが大事なんです。

亀：そのために、調停人はコミュニケーションの研修をしっかり受けます。話を聴く力や言い換えの技術、要約の仕方など、専門的なトレーニングを積んでいます。実際、研修は65時間ほど。ロールプレイ（実際のやり取りを再現して練習すること）も多く、実践的に学びます。

久：こうした技法を学ぶことで、調停だけでなく日常の行政書士業務にも活かせる部分が多いんです。依頼者の話を聞くと、感情的になっている方に落ち着いていただいたり、要点を整理したり。そうしたスキルが自然に身につきます。

広：ADRセンター運営委員会として活動する中で、「やっていてよかった」と感じる瞬間や印象に残っているエピソードを教えてください。

吉：私がセンター長として事前相談を受けるとき、最初は感情的に話される方が多いんです。頭にきていたり、不安だったり。でも一通り話してスッキリされて、「相談してよかった」と言ってもらえることが多い。実際に調停までいかなくても、話すことで安心し、紛争を未然に防げたというケースも多くあります。そういう瞬間に、社会的に意義のある活動だなと実感しますね。

亀：私は登録してすぐの頃にADRの研修を受けました。右も左も分からなかった時期に、同じ目標を持つ先生方と出会えたのが大きかったです。ADRの研修は毎週土曜の朝からで、昼食も一緒にとりながら。学びながら交流も深められて、本当に貴重な経験でした。

久：繰り返しになりますが、ADRで学んだ「傾聴」や「言い換え」の技法は、日常業務でもすごく役に立っています。依頼者のお話を丁寧に聞き、整理して返すことで信頼関係が築ける。特に若い先生方は「営業が苦手」「人と話すのが難しい」と感じている方も多いと聞きますが、ADRの学びはそういう力を伸ばすのにも役立つと思います。自分磨きとしての意義も大きいですね。

広：委員会の雰囲気はどんな感じですか？

吉：みんな個性的で、楽しく活動しています。定期的な会議というより、必要に応じて集まる形ですね。女性の委員も多く、柔らかな雰囲気のチームです。まだまだメンバーが増えていくといいかなと思っていますので、興味のある方はぜひお気軽にお声掛けください。

広：今後、委員会として取り組みたいことや目指している方向性について教えてください。

亀：まずは何より「ADRって何？」というところから知ってもらうことです。制度自体や、行政書士会としてこうした取り組みをしていることを、もっと多くの方に知ってもらいたい。認知度を高めていくことが課題だと思っています。

吉：ADRは行政書士の社会貢献活動であり、行政書士の存在をアピールする活動でもあります。ですから、しっかり件数を増やして対応していくことはもちろん、私たちのセンターに適した紛争に向き合っていくことも大切です。調停の質を保ちつつ、行政書士が社会の中で果たす役割をより明確にしていきたいと思っています。



久：2024年4月には新しいADR法が施行され、ADRセンターで作成された合意文書に一定の「執行力」が付与されるようになりました。つまり、調停で合意した内容を相手が守らなかった場合に、裁判所の手続を通じて実行できるようになるということです。この制度はまだ当ADRセンターでは運用されていませんが、将来的には、ADRセンターの合意書にも同じような効力を持たせられるよう制度を整備していきたいと考えています。

吉：公正証書を作らなくても、センター内で作成した合意文書が法的に有効になるのは大きな変化です。だからこそ、中途半端な形ではなく、しっかりと準備を重ねて社会貢献につなげたいですね。

広：最後に、行政書士会の会員や一般の方へ、それぞれにメッセージをお願いします。

吉：行政書士として社会に貢献できる大きなチャンスです。もし該当する紛争があれば、まずはセンターにご相談ください。行政書士の専門性を生かしながら、トラブル解決のお手伝いができればと思っています。

亀：ADRの存在をまだ知らない会員の方も多いと思います。特に福岡ではペットトラブルの相談が多いので、そうした場面で「ADRセンターがあるよ」と紹介してもらえただけでも助かります。身近なトラブルの新しい選択肢として、行政書士が関われる余地は大きいです。

久：一般の方に向けては、日常のちょっとしたトラブル、などでもまずは気軽に相談してほしいですね。福岡県行政書士会では、市民相談センターとも連携してパンフレットを配布しています。まずは身近なところに相談できる場所があるということを知ってもらえたら嬉しいです。

～広報部あとかき～

裁判まではしたくないけれど、誰かに間に入って話を聞いてほしい。そんなときに寄り添うのが、行政書士によるADR（裁判外紛争解決手続）です。今回の取材を通じて印象的だったのは、吉村センター長の「話すことで安心し、紛争が未然に防げることもある」という言葉でした。調停というと難しく聞こえますが、その本質は「対話」による問題解決。行政書士が持つ傾聴力と調整力を生かし、市民に身近なトラブルの解決を支える仕組みであることがよくわかりました。ペットの飼育トラブルや近隣関係など、暮らしの中で起こる身近な問題こそ、行政書士のADRにおける新しい活躍の場かもしれません。今後、ADRセンター福岡がさらに地域の信頼を集め、さまざまな形で地域貢献をしていくのだろうと実感しました。

（取材日2025年10月9日）



久次委員 吉村センター長 亀井副センター長